

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名： 東京都柔道連盟]

[記載日： 2025/03/25]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
公益財団法人に対する下記適用法令に従って、連盟の定款を制定し事業を運営している。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団・財団法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律） ・公益法人認定法（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律） ・整備法（一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律） 	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	—
当連盟は法人格を有している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・各種大会・講習会・普及事業の実施に当たっては、必要に応じて、主催団体が定める要綱等・利用施設の利用規則等を遵守している。 ・個人情報に従って個人情報を取り扱っている。 ・助成金対象事業については、東京都・東京都スポーツ協会が定める事業マニュアルを遵守して運営している。 	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
<ul style="list-style-type: none"> ・定款に定める通り、評議員 36 名、理事 39 名を選任し、評議員会・理事会をそれぞれ年 2 回以上実施している。 ・理事より会長（代表理事）1 名、専務理事（業務執行理事）1 名を選任し、その 	

職務執行の監査を行う監事 2 名を選任している。
・女性理事は 1 名 (2.6%)、理事・評議員はすべて外部理事・外部評議員である。

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 **A**

・当連盟が目指すビジョン (第 3 条 : 目的) ・ビジョン達成の手段 (第 4 条 : 事業) を定款で規定し、組織運営において迅速・公正な意思決定を担う各機関の役割・責務 (第 4 章 : 評議員、第 5 章 : 評議員会、第 6 章 : 役員、第 7 章 : 理事会) も併せて規定している。
・定款を当連盟ホームページにて公開している。

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 **B**

・2014 年から「コンプライアンス委員会」がコンプライアンス全般を取り扱うようになったが、事案対応は行うものの組織的な啓蒙活動は行っていない。関連規程類も整備しておらず、対応策は今後の検討課題。
・当連盟役職員は全日本柔道連盟のコンプライアンスホットラインの利用者と認められており、間接的に内部通報制度を有している。

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 **B**

・指導者または審判員の有資格者は、資格更新講習においてコンプライアンス研修を受講している。また、一部下部組織においては指導者に対する独自のコンプライアンス研修を行っている。
・競技者に対しては、組織的なコンプライアンス研修は行っていない。

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 **A**

・当連盟の内部規程に「公益法人会計基準」の遵守を明示のうえ、取引証跡・現金の取扱い等を規定しているが、実施は不十分な点あり改善の予定。
・「公益法人会計基準」の改正 (令和 7 年 4 月) への対応は着手したところであり、令和 8 年 4 月 1 日を目処に対応完了予定。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
東京都スポーツ協会からの分担金を受領しており、当該分担金に係る実施要項や事務の手引きに従い適正に会計処理を行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
定款の規定に従い、監事による監査を行うとともに、理事会・評議員会において承認を受ける体制としている。	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
連盟ホームページにおいて、組織概要（定款・組織図）および運営状況〔年間事業予定・財務情報（予算書・決算書）〕を公開しているが、規程類の公開は行っていない。現在、組織の透明性の更なる向上のために、公開情報の広範化・ホームページ構成の改修を検討中。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
・スポーツ団体に求められるガバナンスコードの対応状況（当チェックシート）を当連盟ホームページに公開しており、定期的に更新の予定。	
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	
原則 ■	